

昨年12月27日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布され、本年12月2日から、現行の保険証は発行されないこととなりました。

既に御存じの方も多いかと思いますが、マイナ保険証を利用すると、現行の保険証の場合と比較して

- ①その利用により医療費を抑えることができること
- ②よりよい医療を受けることができること
- ③別途の手続なしで、高額医療の限度額を超えた支払が免除されること

といったメリットがあります。

このようなメリットがあることや本年12月2日以降、新たな保険証が発行されなくなることを踏まえ、医療機関を受診される際は、マイナ保険証利用を検討いただけたら幸いです。

なお、現行の保険証について、経過措置として、以下の取扱いがあります。

- ・本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」が交付され、これにより、引き続き医療機関で受診することができます。
- ・本年12月1日時点でお手元にある有効な保険証は、同月2日以降、最長1年間（令和7年12月1日まで）使用することができます。

刑務共済組合本部長(矯正局長)

花村博文